

ID: 27-2

担当部署: 建設水道課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	村田町公共物管理条例 第5条第3項ただし書		
例規番号	平成13年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料の徴収)</p> <p>第5条 町長は、前条の許可を受けたものから別表に定める額の使用料等を徴収することができる。</p> <p>2 使用料は、町長の発行する納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>3 既に納入した使用料は返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考	<p>【共通担当部署】</p> <p>財政課 建設水道課</p>		
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日